

2 0 1 5 年 度

事 業 報 告 書

一般財団法人 製品安全協会

2015年度の事業報告書

(2015年4月1日～2016年3月31日)

1 はじめに

2015年度の経済動向を見ると、海外では、米国や欧州の先進国経済が回復傾向を維持する一方、中国をはじめ新興国の経済の伸びは減速した。日本国内においては、雇用や所得の面で改善が見られ、また原油価格の低下により交易条件が改善するなど総じて回復基調が続いたものの、個人消費の回復が遅れており、輸出も弱含みで推移した。

製品安全協会の収支については、検査手数料の外枠化等により収入、支出ともに前年度を下回ったが、収支差では2015年度も引き続き黒字を計上することができた。

収入の大部分を占めるSGマーク表示手数料収入について品目ごとに見ると、自転車用空気ポンプ、脚立、乗車用ヘルメットなどで減少し、乳母車、圧力なべ、抱っこひも、ゴルフクラブなどで増加した。

SGマーク基準等作成業務においては、家庭用アイロン台及び保温ボトルについて新たな基準を作成するとともに、乳幼児用ハイチェア、ショッピングワゴン、サッカー用及びハンドボール用ゴール、野球用及びソフトボール用ヘルメット等について、時代の要請に合せた基準の見直しを行った。

また、SGマーク表示以外の事業多角化の方針のもとに近年実施している「消費生活用製品安全法」に基づき特別特定製品に指定されたライターの登録検査機関の技術基準適合性検査に係る支援業務、工場登録維持管理制度、工場品質管理評価制度などにも継続的に取り組むとともに、SGマーク製品の海外、特に中国での生産が増加していることから、2010年に上海に設置した中国連絡所準備室を通じて、SGマーク製品の信頼性確保に努めた。

これらに加え、2015年度は、経済産業省からの委託を受け、消費生活用製品安全法の技術基準等の策定に関する調査を実施した。

2 SG マーク基準等作成業務

1) 新規 SG 基準の作成

① 家庭用アイロン台

家庭用アイロン台については、過去、さまざまな事故事例があるものの、JIS 等で安全性に関する基準が十分定められておらず、また家庭用品品質表示法の対象品目でもないことから、SG 基準の制定が望まれていた。

2014 年 11 月から専門部会での検討を開始し、2015 年 8 月の安全管理委員会での承認を経て SG 基準を作成、2015 年 10 月から事務受付を開始した。

② 保温ボトル

近年のエコブームにともない保温ボトルの市場が急激に拡大しており、特に海外からの輸入品に関しては新規参入事業者も増えたことにより品質の低下が懸念される。

こうした状況を踏まえ、2014 年 9 月から専門部会での検討を開始し、2016 年 2 月の安全管理委員会での承認を経ており、2016 年 6 月頃の事務受付開始を予定。

③ フットサルゴール（移動式）

フットサルは、1994 年頃から手軽に行えるスポーツとして拡がり始め、2008 年には学校の体育授業にも取り入れることができるようになり普及の拡がりをみせている。フットサルゴールにおいてもサッカーゴールやハンドボールゴールと同様に転倒事故等が発生しているが、製品安全に関する基準等は制定されておらず、基準化が要望されている。

既に SG 基準となっているサッカーゴールやハンドボールゴールの基準を参考にし、主に一般競技や体育運動に使用するフットサルゴールについて SG 基準化する。なお屋外屋内を問わず、移動式のものを対象とする。

2015 年 11 月から体育施設用器具の門部会で検討を行っており、2016 年 8 月までに SG 基準を作成、2016 年 9 月頃の事務受付開始を予定。

2) 既存 SG 基準の見直し

① 竹刀

1998 年に制定された竹刀の SG 基準において、記載ミスや SG 基準と検査マニュアルの不整合等があったため、それらを修正した。なお、引用していた JIS についても現行 JIS に合わせた。2015 年 2 月の安全管理委員会での審議を経て SG 基準を改正、2015 年 7 月から事務受付を開始した。

② 体育施設用器具

下記に示す体育施設用器具 8 品目は、1990～1994 年に基準制定して以来、改正が行われていなかった。近年の製品起因の事故、用具の進歩、ルールの変更等への対応に加え、一部構造規制を撤廃することにより新規製品開発の支障にならないよう改めることとした。

2014 年 9 月から専門部会での検討を開始し、グループ毎に分科会にて検討を行い、グループ A の 3 品目については、2015 年 8 月の安全管理委員会での審議を経て SG 基準を改正、2015 年 9 月から事務受付を開始した。また、グループ B の 3 品目については、2016 年 2 月の安全管理委員会での審議を経て SG 基準を改正、2016 年 3 月から事務受付を開始した。あわせて一部の品目については名称変更を行った。また、グループ C については、フットサルとともに現在専門部会で検討中であり、2016 年 9 月頃の事務受付開始を予定。

グループ A

- | | | |
|--------------|---|--------------------|
| 移動式サッカーゴール | → | 新名称：サッカーゴール（移動式） |
| 屋外用ハンドボールゴール | → | 新名称：ハンドボールゴール（屋外用） |
| バレーボール器具 | → | 新名称：バレーボール支柱 |

グループ B

- とび箱
- とび箱用踏切板
- 一般運動用マット

グループ C

- 移動式バスケット装置
- 体育運動用緩衝パッド

③ 乳幼児用ハイチェア

2013 年度に基準改正を行った乳幼児用いすにおいて、座面と手すりの開口部に胴体が挟まる事故を防止するための規定を新たに設けたが、座面が高いハイチェアについても同様の規定を設ける基準改正を行った。また、従来の基準では想定していなかった新しいタイプのハイチェアについての基準を追加した。2014 年 10 月から専門部会での検討を開始、2015 年 8 月の安全管理委員会での審議を経て SG 基準を改正、2015 年 12 月から事務受付を開始した。

④ 野球及びソフトボール用ヘルメット

「野球用ヘルメットの SG 基準」と「軟式野球用ヘルメット及びソフトボール用ヘルメットの SG 基準」を統合すると共に適用範囲を拡大する基準の見直しのための検討を 2013 年 6 月から開始した。2016 年 2 月の安全管理委員会での審議を経て「野球用及びソフトボール用ヘルメットの SG 基準」と名称を変更して SG 基準を改正、2016 年 6 月から事務受付開始を予定。

⑤ 店舗用ショッピングカート(旧品目名：ショッピングワゴン)

軽量のアルミ製幼児座席付きカートの出現により、荷物が空荷の際に、着座した幼児が前傾姿勢を取り転倒するという事例が発生したため、安定性試験を見直すための基準改正を行った。また、これまで適用対象外であったベビーカー型のカートについても適用対象に加えて新たな基準を設けるとともに、品目名についても店舗用ショッピングカートに変更した。2015年2月から専門部会での検討を開始、2016年2月の安全管理委員会での審議を経てSG基準を改正、2016年4月から事務受付を開始した。

⑥ ゆたんぼ

従来、B1形ゆたんぼ(ゴム製ゆたんぼ)は天然ゴム製を念頭に置いた規定値となっていたが、近年、シリコン製やクロロプレイン製(ネオプレイン製)など天然ゴムとは異なる材料のゴム製ゆたんぼが発売されてきた。これを受けて、2015年7月から専門部会での審議を開始しており、2016年度中に基準を改正するとともに事務受付開始を予定。

⑦ 家庭用の圧力なべ及び圧力がま

圧力なべのふたの取っ手等を持って移動させたことにより本体とふたが外れ、事故が発生したことから、本体に取っ手を有すること、誤ってふたを持って移動することがない旨の注意表示を明確にすべく基準、マニュアルの改正を行った。2015年10月より専門部会で基準改正の検討を開始、2016年2月の安全管理委員会での審議を経て、2016年4月から事務受付を開始した。

⑧ その他

2014年度までにSG基準の改正が行われたゆたんぼ(C形)については2015年4月から、抱っこひもについては2015年5月から、それぞれ事務受付を開始した。

3) SG基準品目数の現状

1973年10月のSGマーク制度発足以降、2014年度末までに、138品目のSG基準を作成してきた。2015年度は「家庭用アイロン台」と「保温ボトル」が加わり、合計140品目となった。

また2015年度末事務受付中のSG基準の品目数も、「家庭用アイロン台」が加わり111品目となっている。

4) WTO/TBT 通報

WTO/TBT協定に基づき、作業計画及び原案提示を行っている。2015年7月17日

に「家庭用アイロン台」、「バレーボール支柱」、「サッカーゴール（移動式）」、「ハンドボールゴール（屋外用）」及び「乳幼児用ハイチェア」、2015年12月28日に「野球及びソフトボール用ヘルメット」、「店舗用ショッピングカート」、「とび箱」、「とび箱用踏切板」、「一般運動用マット」及び「家庭用の圧力なべ及び圧力かま」、2016年3月17日に「保温ボトル」について、それぞれ原案提示(意見受付公告)を行った。

3 SG 基準に基づく安全性の認証及びSGマークの表示交付業務

1) SG マーク表示申請の実績

2015年度のSGマーク表示手数料収入（消費税抜き）は、前年度比8%の減となった。検査手数料外枠化の影響を除いても、中長期的に漸減傾向が続いている。

表示手数料収入上位15品目の実績表

	(消費税抜き) 品目名	2015年度収入		2015年度枚数	
		(千円)	対前年度比	(千枚)	対前年度比
1	プラスチック浴そうふた	26,520	0.88	2,040	0.88
2	クッキングヒータ用調理器具	19,696	0.98	3,294	0.97
3	家庭用の圧力なべ及び圧力かま	19,537	1.28	2,727	1.19
4	住宅用金属製脚立	18,323	0.87	1,078	0.87
5	乳母車	15,504	1.37	574	1.37
6	乗車用ヘルメット	15,194	0.83	1,266	0.83
7	非木製バット	14,748	0.75	295	0.75
8	ゴルフクラブ	13,503	1.09	5,006	1.06
9	自転車	10,961	1.09	438	1.09
10	自転車等用ヘルメット	10,482	0.38	1,267	1.00
11	自転車用空気ポンプ	10,302	0.82	1,472	0.82
12	シルバーカー	8,659	1.13	346	1.13
13	手動車いす	8,270	0.92	69	0.92
14	棒状つえ	8,148	0.96	815	0.96
15	竹刀	5,100	1.06	510	1.06
	上記小計	204,947	0.90	21,197	0.99
	上記以外の品目	53,516	1.00	90,633	0.71
	合計	258,463	0.92	111,830	0.75

上位 15 品目の内、表示申請数量が 15%以上減少した品目は、乗車用ヘルメット、非木製バット、自転車用空気ポンプであった。一方数量が 15%以上増加した品目は、家庭用の圧力なべ及び圧力がま、乳母車であった。上位 15 品目には入っていないが、抱っこひもについては、基準改正を行い対象範囲を広げるとともに正しい使用方法についてのビデオを作成・公開、2015 年度の表示申請数量は対前年度比 116%増となった。

2) 委託検査機関

協会は、SG マーク対象品目ごとに国内外の検査機関と委託契約を締結した上で型式確認及びロット認証を行っている。2015 年度は 2014 年度から加減はなく 2015 年度末時点の委託検査機関は、国内 15 機関、海外 10 機関となっている。

3) 工場登録・有効型式保有工場数

2015 年度の新規工場登録数は、19 工場、うち海外 14 工場（中国が 6 工場）であった。品目では、家庭用の圧力なべ及び圧力がま、乗車用ヘルメット、住宅用金属製脚立、家庭用氷かき器、自転車等用ヘルメット、棒状つえ、シルバーカー、自転車用空気ポンプ、ゴルフクラブ用シャフトであった。

2016 年 3 月末の工場等登録数は 656 工場で、前年度末より 13 工場増となった。このうち有効型式保有工場数は 378 工場となり、前年度末より 1 工場減となった。うち海外の有効型式保有工場数は 165 工場と、前年度末より 4 工場増となった。なお、国別では日本の 213 工場（56%）を除くと中国の 116 工場（31%）が最も多く、台湾 15 工場、ベトナム 14 工場、韓国 6 工場と続いている。

4) 手数料及び業務委託契約の改定

SG マーク申請企業の利便性向上のため、2011 年度から業務委託検査機関の複数化を積極的に進めている。これに伴い検査手数料の外枠化、手数料の改定も実施した。検査機関の複数化についてはほぼ完了済みである。また SG 基準作成、改正に伴う手数料の改定も従来どおり行っており、全て合計すると次のとおり。

・手数料及び業務委託契約の改定： 16 品目 25 件

4 SG マーク制度信頼性向上のための検査・調査業務及び関連業務

1) SG マーク付き製品の試買検査

試買検査は次の三つの観点から実施している。

- ① 市場に出回っている製品について、SG 基準に適合しているかどうか。
- ② SG 基準が改正された製品について、改正後の基準に適合しているかどうか。

③ 検査機関複数化に伴い、同一の製品について複数の検査機関で行う試験所間比較試験にて大きな差異がないかどうか。

2015年度は、7品目10銘柄（抱っこひも、学童用かさ、竹刀、クッキングヒータ用調理器具、ゆたんぼ（A形）、歩行車、入浴用いす）について、延べ21検査機関にて実施した結果、3品目4銘柄（クッキングヒータ用調理器具1銘柄、ゆたんぼA型2銘柄、歩行車1銘柄）について、延べ8検査機関にてSG基準不適合があった。不適合のあった表示事業者には、必要に応じて改善指導を行った。

また、同一製品について複数の検査機関で行った試験所間比較試験については、有意な差異は認められなかった。

2) 登録工場等の調査

事後調査

登録要件が守られているか、また、SG基準の改正が行われた品目については、改正後の基準に対応した管理方法が採られているかどうかの確認のための調査を下記の工場について実施した。

- ・ ゴルフクラブ（1件）
- ・ ゴルフクラブ用シャフト（1件）
- ・ 非木製バット（1件）
- ・ 住宅用金属製脚立（1件）
- ・ ゆたんぼ（5件）
- ・ シューズ系ホイール付き走行ギア（1件）
- ・ 抱っこひも（2件）
- ・ 乗車用ヘルメット（1件）
- ・ ボード系ホイール付き走行ギア（1件）
- ・ とびなわ（1件）
- ・ クッキングヒータ用調理器具（1件）

調査の結果、改善指導を要する問題は見られなかった。

3) 改善指導

試買検査、事後調査や型式試験で不適合になった場合及びSGマーク付製品事故により製品欠陥が指摘された場合には、その事業者に対する改善指導等を行っている。

2015年度は、試買検査等でSG基準不適合となった次の事業者に対して改善指導を行った。

- ・ 歩行車（1件）
- ・ クッキングヒータ用調理器具（1件）
- ・ プラスチック浴そうふた（1件）

- ・ 乗車用ヘルメット（1件）

4) SG マークの信頼性確保

協会の SG 制度管理システムについては、1982 年に SG 登録工場の認証製品の型式管理に導入して以降、少しずつ拡張、改善し業務管理の円滑化、顧客サービスの向上を図っている。

2015 年度からは SG システムと関係する会計システムの改善に着手し、さらなる業務の簡素化を進めつつある。また、SG マーク表示の適正化、SG マーク制度の信頼性向上のための方策のとして 2016 年度には登録工場へ SG の表示実績等の通知をトライアルで実施し、顧客サービスの向上を図ることとしている。

5) 中国におけるライター適合性検査業務支援

消費生活用製品安全法の特別特定製品に指定されたライターの規制に関し、中国の寧波中盛産品検測会社が外国登録検査機関として登録され、協会は日本における適合性検査の申請サポートサービス業務を行っている。2015 年度は 4 件(前年度は 27 件)の受付を行った。対前年度比件数減の主な要因は、2014 年度に PSC 第 2 号検査の型式期限 3 年を迎える製品が集中したことと、これまで協会を窓口として申請していた事業者の一部が慣れてきて直接寧波中盛産品検測会社へ申請するようになったことによるものである。

6) 海外の製造事業者との連携強化

① 中国連絡所準備室の活用

SG マーク製品の海外での生産が増加しており、特に中国での製造が多い。このため中国連絡所準備室において、中国国内の関係事業者、業務委託検査機関等への対応、サービスに努めるとともに、協会が行う工場調査、SG マーク普及促進等について活用を図っている。また、2015 年 6 月には中国連絡所準備室設立 5 周年の記念式典を開催、多数の関係者の参加のもと、中国連絡所準備室の目的、事業内容についての紹介を行った。

② アジアでの SG 制度普及促進対策

SG 基準を貼付する消費生活用製品の生産地は中国をはじめとしたアジアでの比率が増大しており、この傾向は今後とも拡大していくと予想される。こうしたアジアの生産地において中国、台湾、ベトナムにおいて関係団体とも協力しつつ SG 制度普及対策に努めている。

2015 年度は台湾において 5 月に台湾世界貿易センターで開催された福祉機器展示会に参加し、台湾の製造事業者を対象に講演及びサンプル品の展示を行った。また、台

湾の検査機関の協力のもとに、台湾における消費生活用製品の生産状況、認証制度等についての調査を行った。

5 被害者救済等の業務

1) SG マーク制度に基づく被害者救済業務

2015 年度に SG マーク付き製品により発生した人身事故で、事故発生届を受理した事案は、乗車用ヘルメット、シルバーカー、ゆたんぼなど 5 品目 11 件であり、このうち賠償措置を講じることとしたものが 3 件、製品起因でないとしたものが 5 件、調査中のものが 3 件である。また、賠償金支払実績は、ゆたんぼなど 3 件（前年度受付分を含む）だった。

2) 消費生活用製品 PL センターの業務

消費生活用製品 PL センターでは、2015 年度は製品の事故・品質等に関する相談等 545 件を受理した。この内 280 件は消費者から、212 件は行政機関・消費生活センターからの相談・問合せだった。

相談内容区分では、PL センターが助言や争点整理を行った「事故相談」・「クレーム相談」がそれぞれ 137 件と 121 件で、この内、PL センターが事業者に照会を行い、紛争解決に向けて協力を行った文書照会事案は、事故相談 1 件だった。

PL センターでは紛争解決手段として当事者からの申し立てに基づき、判定会を設置し調停を行うこととしているが、2015 年度に判定会を設置し、審査を行った事案はなかった。

6 情報提供・啓発・広報業務

1) SG マーク制度の普及促進を目的とした展示会等への参加

① 第 30 回ベビー・キッズ&マタニティショー2015

2015 年 9 月 25～26 日開催の第 30 回ベビー・キッズ&マタニティショー2015 に後援、出展した。展示内容に関して業務委託検査機関の協力を得て行った。また、抱っこひもの安全な使い方に関する動画を放映した。さらに、SG マーク制度に対する認識度、SG マーク付き製品の使用実態アンケートも実施した。

② 第 42 回国際福祉機器展 H.C.R.2015

2015 年 10 月 7～9 日開催の第 42 回国際福祉機器展 H.C.R.2015 に出展した。展示内

容に関して業務委託検査機関の協力を得て行った。また、SG マーク制度に対する認識度、SG マーク付き製品の使用実態アンケートも実施した。

2) 乳幼児用品に関する安全協議会の活動への協力

① ベビーカー安全協議会

乳母車の安全を確保することを目的に、経済産業省等の要望を受けて発足した国内のベビー用品メーカー約 20 社からなるベビーカー安全協議会の活動に対して支援・協力を行った。2015 年度は 4 回の会議を開催し、第 30 回ベビー・キッズ&マタニティショー2015 開催に併せて母子衛生研究会とのコラボ、世界のベビーカー展の今後の方向についての継続検討等を行った。

また、同協議会から、外国規格とのハーモナイゼーション、公共交通機関への持ち込みの対応等について提言を受け、2016 年度に乳母車 SG 基準改正のための検討を行うこととした。

② 抱っこひも安全協議会

抱っこひもの安全性確保のため、2015 年 2 月に抱っこひも安全協議会が発足し、協会も要請に応じて支援・協力を行った。

3) SG マーク制度の普及・啓発・広報業務

SG マーク制度の普及を図るため、協会 Web サイトの運営、SG ニュースのメルマガ配信を行うと共に、消費者団体の機関紙等への広告掲載を行った。

また製造・輸入・販売事業者、消費者などに対して SG マーク制度の認知度を高めるため、事業者からの要請に応じて説明会の開催、セミナーへの講師派遣等を行った。さらに自転車については、SG マークと点検整備について規定する TS マークを一体化したシールを作製、2016 年度以降自転車店への配布を予定している。

この他、SG 関係事業者 web サイトへの協会 web サイトからのリンク、製品紹介パンフレット等への「SG マークロゴ」の使用許可など、事業者の要請に応じている。

4) 消費生活用製品 PL センター業務の情報提供

PL センターダイジェスト（年間 4 回発行）を、協会 Web サイトに掲載した。併せて地方自治体、消費者団体、業界団体、損害保険会社等に郵送(90 通)や電子メール(210 通)で配信した。

7 調査・研究業務

政府や各種団体等が実施する事業に参加し、製品安全対策についての基準作成等に協力するとともに、こうした場を通じて得られる情報を製品安全協会の活動に反映させている。

2015年度は経済産業省が消費生活用製品安全法の技術基準等を改正するための調査を受託、関係機関、諸外国の調査も踏まえて報告書を作成した。このほか、前年度に引き続き、消費者庁、製品評価技術基盤機構等が主催する、製品安全に関する委員会に委員として参加し、製品安全対策の推進に協力した。

8 製品安全協会の組織に係る業務

1) 組織・定員

2015年度末の協会の常勤役員数は2名であり、職員等の総数は17名であった。

2) 理事会の開催

① 第8回理事会（通算第100回）

2015年6月8日に第8回理事会を開催し、2014年度の事業報告書、収支決算書について審議を行い、原案どおり承認された。

② 第9回理事会（通算第101回）

2016年3月23日に第9回理事会を開催し、2016年度の事業計画書、収支予算書について審議を行い、原案どおり承認された。

3) 評議員会

第4回評議員会

2015年6月24日に第4回評議員会を開催し、2014年度の事業報告書、収支決算書、公益目的支出計画実施報告書の報告を行い、原案どおり承認された。また、理事の選任について審議を行い、原案どおり選任された。

4) 安全管理委員会の開催

① 第87回安全管理委員会

2015年8月25日に第87回安全管理委員会を開催し、乳幼児用ハイチェア（改正）、移動式サッカーゴール（改正）、屋外用ハンドボールゴール（改正）、バレーボール器具（改正）、家庭用アイロン台（新規）のSG基準についての審議を行い、一部修正のうえ、承認された。

② 第 88 回安全管理委員会

2016 年 2 月 8 日に第 88 回安全管理委員会を開催し、野球用及びソフトボール用ヘルメット（統合・改正）、保温ボトル（新規）、家庭用の圧力なべ及び圧力がま（改正）、とび箱（改正）、とび箱用踏切板（改正）、一般運動用マット（改正）、ショッピングワゴン（改正）の SG 基準についての審議を行い、一部修正のうえ、承認された。

5) PL センター運営委員会の開催

第 44 回 PL センター運営委員会

2015 年 5 月 25 日に協会の会議室において、第 44 回 PL センター運営委員会を開催し、2014 年度の相談等の受付状況、製品事故に係る相談等の処理状況、品質クレームに係る相談等の処理状況、SG マーク製品の事故処理状況等の報告を行った。